

特別養護老人ホーム岩倉一期一会荘花むすび 利用料金表(概算)

(要介護度別にそれぞれのご利用料金目安を記載しております。1日単位、1か月単位の違いにご留意ください)

◎基本ご利用料金 (1月あたり)

介護保険利用 (原則1割自己負担)

2024/4/1現在

要介護度		1	2	3	4	5	
1日あたりの 単位数	基本サービス費	670	740	815	886	955	
	日常生活継続支援加算Ⅱ	46					
	夜勤職員配置加算Ⅱ	18					
	看護体制加算Ⅰ	4					
	看護体制加算Ⅱ	8					
	栄養マネジメント強化加算	11					
1か月あたりの 単位数	科学的介護推進体制加算Ⅱ	50					
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	算定した総単位数の1000分の84に相当する単位					
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	算定した総単位数の1000分の27に相当する単位					
	介護職員等ベースアップ等支援加算	算定した総単位数の1000分の16に相当する単位					
1日あたりの 自己負担額	食費	1,445 (軽減制度があります)					
	おやつ	120					
	居住費	2,006 (軽減制度があります)					
1か月 (30日) あたりの 利用料金目安	第1段階	63,520	65,948	68,551	71,013	73,407	
	第2段階	66,220	68,648	71,251	73,713	76,107	
	第3段階①	88,720	91,148	93,751	96,213	98,607	
	第3段階②	110,020	112,448	115,051	117,513	119,907	
	第4段階 (通常)	1割負担	133,450	135,878	138,481	140,943	143,337
		2割負担	159,770	164,626	169,832	174,756	179,544
		3割負担	186,090	193,374	201,183	208,569	215,751

※ 1単位は10.27円となります (地域区分6級地)。また、加算は変更になる可能性があります。

※ 一定以上所得者は2割もしくは3割負担となります。

《特定入所者介護サービス費による食費・居住費の軽減制度について》

食費・居住費の負担が、低所得者の方にとって過重な負担とならないよう、所得に応じた低額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図る制度です。※負担限度額認定証の適応有無につきましては、お住いの市町村までお問合せください。

段階	本人・世帯 (別世帯の配偶者含む) の収入・所得の状況	1日あたりの自己負担額	
		食費	居住費
第1段階	世帯全員が生活保護受給者・老齢福祉年金受給者等の方	300円	820円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税世帯で、年金収入等が80万円以下の方 (預貯金等が単身650万円以下、夫婦1,650万円以下)	390円	820円
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税世帯で、年金収入等が80万円超～120万円以下の方 (預貯金等が単身550万円以下、夫婦1,550万円以下)	650円	1,310円
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税世帯で、年金収入等が上記以外の方 (預貯金等が単身500万円以下、夫婦1,500万円以下)	1,360円	1,310円
第4段階	市町村民税課税世帯の方	1,445円	2,006円

◎その他の費用

内容	費用
日常生活品の購入代金等入居者の日常生活に要する費用で、入居者負担が適当と判断する費用をご負担いただきます。	実費
移動理美容「そよ風」の利用料金です。 ※パーマ、染髪は別料金となります。	カット3,300円/1回
施設内にある喫茶「花林」を利用された際の費用です。	150円/1杯
利用される方の預かり金を管理する手数料をご負担いただきます。	1,000円/1か月
入院・外泊時でお部屋の確保、荷物の管理が必要な場合の費用となります。	2,006円/1日

岩倉一期一会ホームヘルプサービス 利用料金表（概算）

（要介護度別にそれぞれのご利用料金目安を掲載しております。1回単位、1カ月単位の違いにご留意ください。）

【要介護ご契約者】

◎基本ご利用料金（1回当たり）

介護保険利用（1割負担の場合） 2024.4.1現在

	サービスに要する時間	介護保険利用（1割負担の場合） 2024.4.1現在			
		20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	20分以上 45分未満	45分以上
利用料金	身体介護	約350円	約550円	-	-
	生活援助	-	-	約260円	約310円
	通院時等乗降介助	約140円/片道			

※それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前8時30分～午後5時30分)での料金です。

※上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

◎加算項目

介護保険利用（1割負担の場合） 2024.4.1現在

加算項目	内容	加算単位
初回加算	初回利用時及び休止後の利用再開時など	200単位/月
緊急時訪問介護加算	要介護1～5の方に対し、訪問介護計画書にプランがなく、24時間以内に身体介護を行った場合	100単位/回
特定事業所加算Ⅱ	定められた基準に適合し、届け出を行った事業所が指定訪問介護を行った場合（要介護1～5の方）	所定単位数の100分の10に相当する単位数

※1単位は10.42円となります（地域区分6級地）

※処遇改善加算Ⅰ（介護保険の総単位数の1000分の137に相当する単位数）

※処遇改善加算Ⅱ（介護保険の総単位数の1000分の100に相当する単位数）

※特定処遇改善加算Ⅰ（介護保険の総単位数の1000分の63に相当する単位数）

※特定処遇改善加算Ⅱ（介護保険の総単位数の1000分の42に相当する単位数）

※介護職員等ベースアップ等支援加算（介護保険の総単位数の1000分の24に相当する単位数）

※加算は変更になる可能性があります。

◎キャンセル料

利用予定日の営業日の午後5時30分までに申し出があった場合	無料
利用予定日の営業日の午後5時30分までに申し出なかった場合	1,500円

但し、利用者の容態の急変など緊急かつやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

岩倉一期一会ホームヘルプサービス(総合事業) 利用料金表(概算)

【介護予防訪問介護相当サービスご契約者】

◎基本ご利用料金(1カ月当たり)

介護保険利用(1割負担の場合) 2024.4.1現在

介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅰ)	約1,500円	1週に1回程度の利用
介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅰ)	約3,000円	1週に2回程度の利用
介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅰ)	約4,700円	1週に2回程度を超える利用

※月の途中で要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更になった場合については、日割り計算となります。

※1単位は10.42円となります(地域区分6級地)

※処遇改善加算Ⅰ(介護保険の総単位数の1000分の137に相当する単位数)

※処遇改善加算Ⅱ(介護保険の総単位数の1000分の100に相当する単位数)

※特定処遇加算Ⅰ(介護保険の総単位数の1000分の63に相当する単位数)

※特定処遇加算Ⅱ(介護保険の総単位数の1000分の42に相当する単位数)

※介護職員等ベースアップ等支援加算(介護保険の総単位数の1000分の24に相当する単位数)

※加算は変更になる可能性があります。

【訪問型サービスAご契約者】

介護保険利用(1割負担の場合) 2024.4.1現在

訪問型サービス費(Ⅰ)	約1,060円	1週に1回程度の利用
訪問型サービス費(Ⅱ)	約2,120円	1週に2回程度の利用
訪問型サービス費(Ⅲ)	約3,360円	1週に2回程度を超える利用

◎キャンセル料

利用予定日の営業日の午後5時30分までに申し出があった場合	無料
利用予定日の営業日の午後5時30分までに申し出なかった場合	1,500円

但し、利用者の容態の急変など緊急かつやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。